

○交通安全施設の設置及び管理に関する要綱の制定について
(昭和 57 年 3 月 3 日岡規第 125 号警察本部長例規)

改正 平成元年 8 月岡務第 1047 号	平成 4 年 2 月岡規第 76 号
平成 12 年 3 月岡務第 114 号	平成 13 年 6 月第 5038 号
平成 19 年 4 月岡規第 126 号	平成 19 年 9 月第 275 号
平成 20 年 3 月岡務第 195 号	平成 25 年 9 月岡務第 684 号
平成 25 年 12 月岡務第 903 号	平成 26 年 3 月岡務第 280 号
平成 29 年 3 月 16 日岡務第 247 号 令和 5 年 9 月 28 日岡務第 697 号	

各部長・参事官・所属長

交通安全施設の設置及び管理については、最近における交通事故の増加傾向、交通渋滞の激化、交通公害の発生その他主要幹線道路の整備等交通事情の著しい変化に伴い、安全で快適な交通環境を実現するための交通安全施設の整備充実がますます重要となってきた。

こうした情勢にかんがみ、この度、別添のとおり交通安全施設の設置及び管理に関する要綱を制定し、昭和 57 年 4 月 1 日から施行するので、誤りのないようにされたい。

別添

交通安全施設の設置及び管理に関する要綱

第 1 目的

この要綱は、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)又は警察署長が法令の規定に基づいて行う交通安全施設の設置及び管理について、適正を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 交通安全施設の定義

この要綱に定める交通安全施設の種別及び定義は、次のとおりとする。

(1) 交通信号機

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項第 14 号に規定する信号機及びこれに付帯する設備をいう。

(2) 道路標識

法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する道路標識及びこれに付帯する設備をいう。

(3) 道路標示

法第 2 条第 1 項第 16 号に規定する道路標示をいう。

(4) パーキング・チケット発給設備

法第 49 条第 1 項に規定するパーキング・チケットを発給するための設備及びこれに付帯する設備をいう。

(5) 交通情報提供施設

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の7第1項第3号に規定する交通情報を提供するための設備及びこれに付帯する設備をいう。

第3 基本方針

交通安全施設の設置及び管理に当たつては、法適合性及び視認性を確保するとともに、損傷、障害、滅失その他の理由により、その効用が損なわれ、又は他人に危害を及ぼすことのないように配意しなければならない。

第4 交通安全施設の管理及び責任の体制

交通安全施設の管理及び責任の体制は、次のとおりとする。

1 総括管理者

- (1) 警察本部(以下「本部」という。)に総括管理者を置き、交通部長をもって充てる。
- (2) 総括管理者は、交通安全施設の設置及び管理に関する業務全般を管理する。

2 管理責任者

- (1) 本部及び警察署に管理責任者を置き、本部にあっては交通部交通規制課長を、警察署にあっては警察署長をもって充てる。
- (2) 本部の管理責任者は、本部において設置する交通安全施設の設置及び管理についてその責に任ずるとともに、法第5条第1項の規定により警察署において設置する交通安全施設の設置及び管理に関し、各警察署の管理責任者を指導するものとする。
- (3) 警察署の管理責任者は、本部の管理責任者の指導を受けて、法第5条第1項の規定により警察署において設置する交通安全施設の設置及び管理についてその責に任ずるとともに、本部が警察署管内に設置した交通安全施設の管理について、第1次的な責に任ずるものとする。

3 取扱責任者

- (1) 本部及び警察署に取扱責任者を置き、本部にあっては交通部交通規制課交通管制センター長及び交通部交通規制課交通規制担当課長補佐を、警察署にあっては交通課長(交通第一課長を含む。)をもつて充てる。
- (2) 取扱責任者は、管理責任者の指揮監督を受けて交通安全施設の適切な設置及び管理に当たるものとする。

第5 点検及び保守管理

管理責任者は、次により点検を実施し、交通安全施設の設置状況、維持管理状況及び運用状況を常に把握して保守管理に努めなければならない。

1 点検の種別

- (1) 常時点検

交通警察官、地域警察官等が、警らその他の日常の警察活動の機会をとらえて行う点検

- (2) 定期点検

交通警察官が毎年1回以上、定期的かつ計画的に対象地域等を定めて行う点検

(3) 特別点検

風水害等災害の発生が予想される場合若しくは発生直後又は交通安全運動期間の直前等において、交通警察官が行う点検

2 点検事項

点検は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 交通信号機

- ア 信号機の設置場所及び信号灯器の設置角度の適否
- イ 信号柱及び信号灯器の損傷、汚損又は腐食の有無
- ウ 信号ケーブルのたるみの有無
- エ 歩行者用灯器、縦型灯器等の必要性の有無
- オ 信号現示の適合性とタイミングの良否
- カ 沿道の樹木、広告物、照明、道路標識等による視認性の障害の有無
- キ その他必要な事項

(2) 道路標識

- ア 標識板及び標識柱の設置場所並びに設置角度の適否
- イ 標識板及び標識柱の損傷、汚損又は腐食の有無
- ウ 標識板の反射塗料のはく離の有無
- エ 標識板及び標識柱の固定状況
- オ 沿道の樹木、広告物等による視認性の障害の有無
- カ その他必要な事項

(3) 道路標示

- ア 道路標示の設置位置及び設置角度の適否
- イ 道路標示の損傷、摩耗、退色等による視認性の状況
- ウ 道路鉢の緩み、損傷、汚損又は腐食の有無
- エ その他必要な事項

(4) パーキング・チケット発給設備

- ア パーキング・チケット発給設備の作動状況及び損傷、汚損又は腐食の有無
- イ 駐車枠標示及び番号シートの損傷、磨耗、退色等による視認性の状況
- ウ 関連標識柱及び標識板の損傷、汚損、腐食の有無
- エ 樹木、広告物、放置物件等による視認性の障害の有無
- オ その他必要な事項

(5) 交通情報提供施設

- ア 交通情報提供施設の作動状況
- イ 交通情報提供施設の損傷、汚損又は腐食の有無
- ウ 交通情報の視認性の適否
- エ その他必要な事項

第6 補修等

管理責任者は、点検の結果又は住民からの通報等により、交通安全施設の損傷又は異常等を知つた場合は、次により速やかに必要な補修等を行うものとする。

- 1 警察署においては、常に本部との連絡を密にしながら、補修予算の適切な執行ができるよう配意し、特に補修等の緊急度を十分検討して修繕費の適正な執行に努めるものとする。
- 2 風水害等災害の発生が予想される場合は、事前に交通安全施設の損傷防止に必要な措置を講じるものとする。

第7 報告等

1 点検結果報告

取扱責任者は、定期点検及び特別点検を行った場合は、交通規制情報の管理に関するシステムに点検月日及び点検結果の入力を行うものとする。

2 損傷事案報告

管理責任者は、管理下にある交通安全施設の損傷被害事案が発生した場合には、直ちに交通安全施設損傷事案報告書(様式第1号)により総括管理者に報告するものとする。この場合において、警察署の管理責任者が行う報告は、本部の管理責任者を経由するものとする。ただし、道路標識に係る報告において3に定める場合は、この限りではない。

3 修繕報告

警察署の管理責任者は、道路標識の緊急修繕を行った場合は、その都度、道路標識修繕報告書(様式第2号)により本部の管理責任者に報告するものとする。ただし、特異な修繕報告を除き、警察署の取扱責任者の専決ができるものとする。

第8 交通安全施設の管理

取扱責任者は、交通安全施設の適正な維持管理を図るため、別に定めるところにより、交通規制情報の管理に関するシステムに交通安全施設の設置、点検及び修繕の記録を入力するものとする。

第9 道路使用許可等の留意事項

- 1 警察署長が法第77条第1項の規定により道路使用の許可を行う場合又は法第80条第1項の規定により道路工事の協議に応ずる場合は、当該工事によって交通安全施設の効用が妨げられることのないよう必要な指導を行うこと。
- 2 道路の拡幅及び改良、施設の設置等のため、既設の交通安全施設の移設等を余儀なくされる場合は、早急な原状回復についての指導を徹底するとともに、その結果を確認すること。
- 3 交通安全施設の原状回復に当たつては、必ず交通警察官が現場に立ち会い、設置場所、設置方法等について具体的に指導し、交通安全施設の効用を損うことのないよう配意しなければならない。

第 10 交通信号機の行政財産使用許可

交通信号機へのケーブルの共架等の使用許可申請があった場合は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項の規定により、行政財産の使用許可を行うこととなるが、その手続及び使用料の徴収は、次に定めるところによる。

1 手続

交通信号機の行政財産使用許可については、岡山県財務規則(昭和 61 年岡山県規則第 8 号)第 209 条から第 213 条までの規定を準用する。この場合において、「県事務所長」とあるのは「警察署長」と読み替えるものとする。

2 使用料の徴収

岡山県行政財産使用料徴収条例(昭和 39 年岡山県条例第 20 号)に定めるところにより使用料を徴収する。

第 11 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
交通安全施設損傷事案報告書	交通規制課	3 年
道路標識修繕報告書	交通規制課	1 年

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

交通安全施設損傷事案報告書

[別紙参照]

様式第 2 号

道路標識修繕報告書

[別紙参照]